



2025年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社ラバブルマーケティンググループ
代表者名 代表取締役社長 林 雅之
(コード番号：9254、東証グロース)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部管掌 中川 徳之
(TEL. 03-6381-5219)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年1月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）並びに執行役員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）並びに執行役員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与することにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入するものであります。

II. 第7回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の総数

80個とする。

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権の払込金額の算定方法

各本新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した当社の普通株式1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に付与株式数（下記3. (1)で定める。）を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格 (C)

② 株価 (S) : 2025年2月20日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格 (X) : 1円

④ 予想残存期間 (t) : 5.449年

⑤ ボラティリティ (σ) : 3.167年間（2021年12月22日から2025年2月20日まで）の各取引日における会社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
 - ⑦ 配当利回り (λ) : 1株当たりの配当金 (2024年10月期の配当実績 (記念配当を除く)) ÷ 上記②に定める株価
 - ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(·))
- ※上記により算出される金額は本新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。
- ※当社は本新株予約権の割当を受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と本新株予約権の払込債務とが相殺されるものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円（以下「行使価額」という。）とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2026年2月1日から2035年1月31日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 2025年10月期までの事業年度に係る調整後EBITDA が200,000千円を超えた場合に行使することができる。なお、調整後EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等における営業利益に減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用を加算した額とする。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

4. 新株予約権の割当日

2025年2月20日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定される数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.

(2) に定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年2月20日

10. 申込期日

2025年2月19日

11. 新株予約権の割当対象者の人数及び割当数

当社取締役	3名25個（うち社外取締役2名6個）
当社執行役員	1名11個
当社子会社取締役	6名37個
当社子会社執行役員	1名 7個

以上